

講習科目の一部免除の基準

受講の免除が 受けることがで きる者	講 習 科 目	講習時間
1 鋼橋架設等作業主任者技能講習 規程第1条各号に掲げる者 2 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）別表第1に掲げる検定職種のうち、とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者	作業の方法に関する知識 工事用設備、機械器具、 作業環境等に関する知識	8時間
職業能力開発促進法第28条第2項に規定する職業訓練指導員免許のうち職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げるとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	作業の方法に関する知識 工事用設備、機械、器具、 作業環境等に関する知識 作業者に対する教育等に関する知識	9時間30分
1 建築物の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者 2 コンクリート橋架設等作業主任者技能講習を修了した者	作業環境に関する知識 作業者に対する教育等に関する知識	3時間